

岩沼市 新型コロナウイルス対策支援情報

5月8日時点で公表または実施が予定されている情報を、5つの項目に分けて掲載しています。

内容について詳しくは、各問い合わせ先または新型コロナウイルス対策室へご連絡ください。

※掲載内容は変更になる場合があります。

岩沼市役所 ☎22-1111 (代表)
問/新型コロナウイルス対策室
(☎内線633)

市の独自支援

<p>①割増商品券</p> <p>飲食店と市民生活を応援するため、「持ち帰り・出前」に関するキャンペーンの参加店で、2,000円相当の利用ができる商品券を1,000円で販売します。 対象／市内在住または在勤の方 ※詳細は決まり次第お知らせします。 問／商工観光課 (☎内線322)</p>	<p>②就学援助を受ける児童・生徒への商品券無償配布</p> <p>児童・生徒の食生活を支援するため、①の割増商品券を対象の家庭に郵送します。 内容／児童・生徒1人につき1万円分の商品券を配布 対象／就学援助費受給認定者 (5月29日までに申請し、認定を受けた方) 問／学校教育課 (☎内線564)</p>	<p>③放課後児童クラブの利用料免除</p> <p>市から利用の自粛を要請した期間について、放課後児童クラブの利用料を免除します。 対象／放課後児童クラブ利用者 対象期間／3月～5月 ※期間は延長する場合があります。 問／子ども福祉課 (☎内線394)</p>
---	---	--

給付金など	<p>④特別定額給付金</p> <p>新型コロナの感染拡大による家計への支援を行います。5月中旬頃に申請書を郵送します。 対象／4月27日現在で住民基本台帳に登録されている方 給付額／1人10万円 問／新型コロナウイルス対策室 (☎内線633)</p>	<p>⑤子育て世帯への臨時特別給付金</p> <p>新型コロナの影響を受けている子育て世帯の生活を支援します。 対象／児童手当受給者 (基準日: 3月31日) 給付額／児童1人につき1万円 問／子ども福祉課 (☎内線396)</p>	<p>⑥住居確保給付金</p> <p>対象／離職・廃業から2年以内または休業により離職などと同程度の影響を受けている方 ※収入や求職などの条件を満たす必要があります。 支給額／世帯人数により支給額が異なります (単身世帯: 3万5,000円、2人世帯: 4万2,000円、3人世帯: 4万6,000円など) 支給期間／3カ月 (最大9カ月分) 支給方法／賃貸住宅などの賃貸人などへの代理納付 問／市社会福祉協議会 (☎29-3970)</p>	貸付	<p>⑦緊急小口資金 (特例貸付)</p> <p>対象／新型コロナの影響で収入の減少があり緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 (無利子・保証不要。1年据置2年返済) 貸付額／学校休業・個人事業など: 20万円以内、その他: 10万円以内 問／市社会福祉協議会 (☎29-3970)</p>	<p>⑧総合支援資金 (特例貸付)</p> <p>対象／新型コロナの影響で収入の減少や失業などにより生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯 (無利子・保証不要。1年据置10年返済) 貸付額／2人以上世帯: 月20万円以内、単身世帯: 月15万円以内 貸付期間／原則3カ月以内 問／市社会福祉協議会 (☎29-3970)</p>
-------	--	--	---	----	---	---

休業の支援	<p>⑨休業手当</p> <p>会社の指示による休業の際などに、労基法に基づいて賃金の6割以上を支給します。 対象／勤務先から休業を指示された方 (パート労働者を含む) 問／各勤務先</p>	<p>⑩傷病手当金</p> <p>対象／新型コロナの感染などで仕事を休んでいる労働者 支給額／標準報酬日額の3分の2 対象期間／新型コロナの感染などで働けない期間の4日目から最長1年6カ月まで支給 問／健康保険組合など</p>	<p>⑪小学校休業等対応支援金</p> <p>対象／臨時休業などで子どもの世話のために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者 支援額／就業できなかった日につき1日あたり4,100円 期間／2月27日～6月30日 問／コールセンター (☎0120-60-3999)</p>	税金など	<p>⑫市税等の徴収猶予・減免</p> <p>対象／新型コロナの影響で一定程度の収入が下がった方 徴収猶予／市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 減免／国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料 ※詳細は決まり次第お知らせします。 問／税務課: 猶予 (☎内線253・254)、減免: (☎内線243・246)</p>	<p>⑬国民年金保険料の免除申請</p> <p>対象／新型コロナの影響で一定程度の収入が下がった方 ※条件を満たす必要があります。 問／仙台南年金事務所 (☎022-246-5111)、市民課 (☎内線225・226)</p>	<p>⑭保育所等利用者負担額の日割り計算</p> <p>市が利用自粛を要請した場合に、利用者負担額を日割り計算します。 対象／保育所等利用者 期間／4月15日～5月31日 ※期間は延長する場合があります。 問／子ども福祉課 (☎内線392)</p>
-------	--	--	--	------	---	--	--

事業者向け

岩沼市 新型コロナウイルス対策支援情報

5月8日時点で公表または実施が予定されている情報を、4つの項目に分けて掲載しています。内容について詳しくは、各問い合わせ先または新型コロナウイルス対策室へご連絡ください。

※掲載内容は変更になる場合があります。

岩沼市役所 ☎22-1111 (代表)
問/新型コロナウイルス対策室
(☎内線633)

市の独自支援

<p>①事業継続応援給付金</p> <p>対象／新型コロナの影響で売上げが前年同月比で50%以上減少した市内中小企業・小規模事業者 給付額／10万円</p> <p>⑤の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象外となった事業者や賃貸店舗である事業者へは、それぞれ10万円を上乗せして支給します。</p> <p>問／商工観光課 (☎内線 322・323)</p>	<p>②割増商品券</p> <p>市の補助により、「持ち帰り・出前」に関するキャンペーン参加店で利用ができる商品券を市民へ販売します。</p> <p>対象／上記キャンペーンへ参加した飲食店 ※詳細は決まり次第お知らせします。 申込・問／市観光物産協会事務局 (商工観光課内 ☎内線 322・323)</p>	<p>③岩沼市経営環境変化対策資金等保証料補助金</p> <p>県の制度融資で保証料を支払った場合、その保証料の一部を補助します。</p> <p>対象／市内中小企業・小規模事業者 補助額／上限50万円 問／商工観光課 (☎内線 322・323)</p>
---	--	--

給付金など	<p>④持続化給付金</p> <p>対象／新型コロナの影響で、今年の内いずれかの月の売上げが、前年同月比で50%以上減少した事業者 給付額／中小企業・各種法人：最大200万円、個人事業者：最大100万円 ※昨年1年間の売上からの減少額が上限。 問／持続化給付金事業コールセンター (☎0120-115-570)</p>	<p>⑤(仮称)宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金</p> <p>県の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力した中小の事業者に対し協力金を支給します。</p> <p>給付額／1事業者につき30万円 休業対象期間／4月25日～5月6日 ※要件など、詳しくは問い合わせください。 問／県緊急事態宣言相談ダイヤル (☎022-211-3332)、申請:商工観光課 (☎内線 322・323)</p>	<p>⑥雇用調整助成金 (特例措置)</p> <p>対象／新型コロナの影響で休業手当(パートを含む)を支払うなどした事業主 助成額／支払った休業手当などの一部を助成 ※最大9割、上限1人につき日額8,330円。 措置期間／4月1日～6月30日 問／コールセンター (☎0120-60-3999)</p>	<p>⑦小学校休業等対応助成金</p> <p>対象／臨時休業などにより子どもの世話が必要になった保護者に対し、有給の休暇を取得させた事業主 ※労働基準法の年次有給休暇を除く。 対象期間／2月27日～6月30日 問／コールセンター (☎0120-60-3999)</p>
-------	---	--	--	--

貸付	<p>⑧資金繰り支援のための各種融資・貸付</p> <p>対象／新型コロナの影響で売上が減少し、資金繰りが苦しい事業者 ※売上高の減少の程度により、融資の種類が異なります。 問／各金融機関</p>	<p>⑨無利子・無担保融資</p> <p>対象／新型コロナの影響で売上が減少し、資金繰りが苦しい事業者 ※売上高の減少の程度により、金利・保証料が異なります。 ※措置5年・担保なし。 問／取引のある金融機関、日本政策金融公庫</p>	税金など	<p>⑩厚生年金の納付猶予</p> <p>対象／新型コロナの影響で、保険料納付により事業の継続などが困難な事業者 ※条件を満たす必要があります。 ※換価の猶予が認められる場合があります。 問／仙台東年金事務所 (☎022-257-6111)</p>	<p>⑪国税・県税の徴収猶予</p> <p>対象／新型コロナの影響で一時的に納付が困難な事業者 ※条件を満たす必要があります。 ※換価の猶予が認められる場合があります。 問／国税:仙台南税務署 (☎022-306-8001)、県税:仙台南県税事務所 (☎022-248-2963)</p>	<p>⑫固定資産税 (令和3年度課税分)</p> <p>中小事業者に対する軽減措置／償却資産および事業用家屋の税率を0～2分の1に軽減 対象／新型コロナの影響により、2～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年同期間と比べて30%以上減少している事業者 ※詳細は決まり次第お知らせします。 問／税務課 (☎内線 247・248)</p>
----	---	---	------	---	---	---